

公の施設の指定管理者における業務状況評価

平成30年9月25日

施設名	高知港係留施設等	所管課	港湾・海岸課
-----	----------	-----	--------

1 施設の概要

指定管理者名	高知ファズ株式会社	指定期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日
施設所在地	高知県 高知市 仁井田字新港ほか		
事業内容	<p>(1)行為の規制に関する業務(本文の規定による。) (条例第3条第1項)</p> <p>(2)使用の禁止及び制限並びに貨物の制限及び撤去の命令に関する事。 (条例第5条第1項)</p> <p>(3)船舶の係留場所の指定及び変更の命令に関する事。 (条例第5条第2項)</p> <p>(4)使用及び使用期間の伸長の許可に関する事。 (条例第6条第2項)</p> <p>(5)使用料の徴収に関する事。(調定事務を除く。) (条例第7条)</p> <p>(6)使用料の免除に関する事。 (条例第9条第2項)</p> <p>(7)使用の許可の取消し及び使用の許可の条件の変更に関する事。 (条例第13条)</p> <p>(8)使用の許可を受けた者に対する原状回復及び損害賠償の命令に関する事。 (条例第15条)</p> <p>(9)前号の命令に係る原状回復が完了したことの検査に関する事。(条例第16条)</p> <p>(10)港湾施設の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(11)その他、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するため知事が必要であると認める業務</p>		
施設内容	<p>○ 面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など</p> <p>(1)係留施設 20施設 延長4603.8m</p> <p>(2)臨港交通施設 3施設 面積15,946㎡</p> <p>(3)荷さばき施設 22施設 面積105,787㎡ 荷役機械3基</p> <p>(4)保管施設 22施設 面積131,688㎡</p> <p>(5)船舶役務用施設保管施設 8施設 供給能力530t/h</p> <p>(6)港湾管理施設 9施設 7区画 巻取り機械2基</p> <p>2 利用料金区分 別紙1のとおり</p>		
職員体制	常勤職員：5人 非常勤職員(臨時・パート)：7人 合計：12人 (H30年4月1日現在)		

2 収支の状況

単位：千円

		平成28年度(決算)	平成29年度(決算)	平成30年度(予算)
収入	県支出金	102,008	121,595	122,200
	使用料・手数料	0	0	0
	その他	0	0	0
	収入計 (a)	102,008	121,595	122,200
支出	事業費	0	0	0
	管理運営費	71,132	83,917	72,230
	人件費	30,876	37,678	39,970
	その他	0	0	0
	支出計 (b)	102,008	121,595	122,200
収支差額 (a)-(b)		0	0	0

3 利用状況

	平成28年度(実績)	平成29年度(実績)	平成30年度(目標)
①年間利用者数(単位:人)	・バース調整業務1,405件 ・係留施設使用許可業務1,867件 ・船舶給水業務231件 ・荷捌き地等使用許可業務1,108件	・バース調整業務 1,349 件 ・係留施設使用許可業務 1,703 件 ・船舶給水業務 273 隻 ・荷捌き地等使用許可業務 1,103 件	・バース調整業務 1,400 件 ・係留施設使用許可業務 1,800 件 ・船舶給水業務 270 隻 ・荷捌き地等使用許可業務 1,100 件
②利用者意見等の反映	○ 利用者アンケート等の実施状況(時期・方法・回答数・調査結果等) 利用者アンケートは、港湾施設の利用者に対して、アンケート用紙を送付して平成30年11月に実施予定。		
	○ 利用者意見等を踏まえた対策 指定管理者が管理を行う範囲での意見内容については対応しており、県が行う修繕等含めた意見については、検討のうえ順次対応をしている。		
	○ その他 港湾施設使用許可の申込みは書面等により受付、その内容を審査し許可を行ったが、申込みが重複した場合は、日時や場所等について調整を行った。		
③その他特記事項			

4 平成29年度業務評価

項 目	状 況 説 明
①適正な管理運営の確保	○施設は、週に1回目視による巡視を行い、施設に異常等がないか確認している。 また月に1回、照明灯の点灯状況や保安設備の異常等を確認する夜間の巡視を行っている。 その他台風や大雨、強風等の異常気象後は、任意に施設の巡回を行い、損害を受けた箇所がないか確認している。 ○施設に故障や補修、部品の交換等の必要が生じた時は速やかに修繕を実施している。 ○巡視により指定管理施設内で確認した雑草や雑木は巡視中に除草伐採を行っている。 ○巡視により指定管理施設内で発見したゴミ等は巡視中に速やかに清掃を行っている。 ○県が規定する個人情報取扱特記事項については、全員に配布済である等個人情報保護のための対策を行っており適切な管理運営の確保を行っている。 また、個人データ取扱規定を作成し、適切な取扱いを行っている。
②利用者サービスの維持向上	○バース調整業務は、係留施設の選定・配置は施設の空き状況、申込者の要望、施設の構造、係留船舶の種類、サイズ、使用目的等から総合的に判断し、公の施設として、常に公平に取り扱い、公正な対応に努めている。施設の使用において競合が発生した場合は、各申込者と連絡をとって調整を図り、調整不調の場合は、荷役優先、先船優先の原則に基づき調整を行っている。 ○港湾施設使用許可の申込みは書面等により受付、その内容を審査し許可を行っているが、申込みが重複した場合は、日時や場所等について調整を行っている。
③利用実績	○バース調整業務は、年間1,349件を受け付けている。 ○係留施設使用許可件数は1,703件である。 ○給水した船舶は273隻、給水量12,030㎡である。 ○荷捌き地等使用許可件数は1,103件である。
④収支の状況	○平成29年度からの3年間の指定期間の初年度となる。収支の差額はなかった。
総合評価	○多年にわたる業務経験で培った港湾管理のノウハウを生かし、利用者の立場に立ち、港湾施設のサービス向上に努めている。 ○おおむね事業計画書、業務仕様書に基づく適正な港湾管理業務が実施されている。

【評価の目安】

- A: 仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
 B: おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
 C: 仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
 D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの